

入林届（鳥獣の捕獲のための入林届）

(宛先)
宮崎森林管理署長 殿



接受印

鳥獣の捕獲を実施するため、下記のとおり、国有林野に入林したく届け出ます。

届出年月日	年 月 日		
入林予定箇所 (国有林名・林小班)			捕獲対象鳥獣
			捕獲方法 (※)
入林期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
入林目的	☐ 狩猟（鳥獣保護管理法第 11 条第 1 項関係）		
	許可捕獲（同法第 9 条第 1 項関係）		
	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整 ☐ その他（学術研究等）		
	☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業（同法第 14 条の 2 関係）		
団体名又は氏名			

入林の際は、この用紙の写し（接受印が押印されたもの）を携帯してください。車両で入林する場合は、この用紙の写しを点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両ごとに車内の見やすい場所に掲示してください。

代表者	氏名		電話番号	
	住所			
	メールアドレス			
	狩猟者登録番号			
緊急連絡先	氏名	電話番号		

【下記 1～5 を確認の上、右列の□にチェックを入れてください。】

1 別記 1～3 を理解しました。

□

2 銃器を使用できる箇所を区域図等で確認しました。

□

3 入林の際は、森林管理署等の職員の指導に従います。

□

4 事故を起こした場合は、一切の責任を負います。

□

5 これらの必要事項を団体の構成員に周知しました。（団体の場合）

□

※ 使用する猟具の種類を記載し、銃器を使用する場合は、具体的な捕獲方法についても併せて記載。

入林届記載の留意事項

- ① 入林予定箇所の検討に当たっては、銃器の使用を制限する区域等を示した図面（以下「区域図」という。）を参照してください。

- ・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は、森林管理署等と調整済の捕獲事業(銃)実施区域において実施可能です。銃器を用いた許可捕獲等をこれから実施しようとする場合は、実施場所について森林管理署等と調整してください。
- ・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業(銃)実施区域及び緩衝区域 B 並びに捕獲事業(わな)実施区域のいずれにも該当しない区域においてのみ可能です。

区域図は森林管理署等で配布しているほか、ホームページでも公開しています。区域図は、年度始め（〇月頃）及び狩猟期間の開始前（〇月頃）に更新していますが、これ以外の時期でも、各種事業の状況等により変更されることがありますので入林の際、最新のものを確認してください。

〇〇森林管理局 URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/〇〇/>

- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業において、夜間銃猟を実施する場合は、都道府県知事の確認を得た上で夜間銃猟に関する作業計画を記載した書面を添付して提出してください。

また、捕獲個体を放置する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、その具体が明記されていることを証する書面を添付して提出してください。

- ③ 団体の場合は、別紙 1 の構成員名簿を提出してください。

- ④ 入林届は、上記①のホームページにて案内する入林届提出先に、入林日の 4 業務日前[※]の勤務時間終了時刻（午後〇時）までに提出してください（森林管理署等に持込みの際、勤務時間外又は職員が不在の場合は、ポストに投函してください）。

なお、入林日が未確定の場合は、上記の期限までに、確定した入林日を電話又は電子メールにより、当該入林届提出先に連絡してください。

※例えば、日曜日に入林する場合、前の週の火曜日の勤務時間内までに提出してください。

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携帯するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください（器物損壊罪が適用される場合があります。）。
- 動植物の保護に御協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

- ※ 車両による入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れ等のおそれがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道の制限速度は 30km/h です。スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途、高山植物等採取申請書を提出してください。
- ・調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により表示してください。特に一般の方の立入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

銃器を使用する場合の遵守事項

- 1 銃器を使用する場合は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車外から車内の見やすい場所に掲示してください（複数の車両で入林する場合は全ての車両に掲示してください）。
- 2 「立入禁止」、「発砲禁止」、「銃猟禁止」等の標識、横断幕等を設置している場合は、これらの指示に従ってください。
- 3 銃器の使用が可能な箇所を区域図等で確認してください。
 - ・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は森林管理署等と調整済の捕獲事業（銃）実施区域においてのみ可能です。
 - ・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業（銃）実施区域及び緩衝区域 B 並びに捕獲事業（わな）実施区域のいずれにも該当しない区域においてのみ可能です。
- 4 発砲に当たっては、安全確認を徹底してください。
 - ・矢先の確認：発砲前に必ず周囲の安全を確認すること
 - ・獲物の確認：獲物が見えないときは、常に「人かもしれない」という疑いを持つこと
 - ・脱包の確認：獲物を撃つとき以外は必ず弾を抜くこと
- 5 猟犬を用いる場合は、くくりわな等に猟犬がかかることのないよう、捕獲事業（わな）実施区域から十分に離れて狩猟の実施区域を設定するなど、対策を講じてください。
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所・射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）を用いてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

(別紙 1)

構成員名簿

団体名

[illegible]

注意喚起看板

銃器による
捕獲実施中
のため注意